

阿賀野市規則第 16 号

阿賀野市国民健康保険税条例施行規則の一部を改正する規則

阿賀野市国民健康保険税条例施行規則（平成 16 年阿賀野市規則第 59 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表中

「

条例第 23 条	申告書 第 1 号様式
----------	-------------

」

「

例第 23 条	所得申告書 第 1 号様式
---------	---------------

」

「

条例第 24 条	国民健康保険税更正（決定）通知書 第 3 号様式
----------	--------------------------

」

「

条例第 24 条	国民健康保険税決定（更正）通知書 第 3 号様式
----------	--------------------------

」

改める。

第 1 号様式を次のように改める。

第 1 号様式（第 2 条関係）

年度

国民健康保険税(料)に関する所得申告書

新潟県阿賀野市長

殿

住所

TEL

氏名

被保険者番号

所得金額（ 年 月から 月までの所得）について下記該当欄に記入してください。
 なお、住所・氏名・印鑑は必ず記入捺印してください。

(1) 給与所得の方は下欄に記入してください。（所得金額は簡易給与所得表により計算）

収入のあった人の氏名	所得の種類	年中の支払金額 (給与控除前の額)	職業および勤務先等
		円	
		円	

(2) 営業の方は下欄に記入してください。

収入のあった人の氏名	収入金額	必要経費	専従者控除	所得金額
	円	円	円	円
	円	円	円	円

(3) 雑所得及び年金、恩給を受給している方は、源泉徴収票を添付の上、下欄に記入してください。

収入のあった人の氏名	生年月日	所得の種類	収入金額	必要経費	所得金額
			円	円	円
			円	円	円

(4) 農業、配当、不動産、譲渡、山林、その他の所得の方は下欄に記入してください。

収入のあった人の氏名	所得の種類	収入金額	必要経費	専従者控除	所得金額
		円	円	円	円
		円	円	円	円

(5) その他の事業（大工、左官、人夫、内職等で一定の勤め先のない方は、下欄に記入してください。）

収入のあった人の氏名	所得の種類	収入金額	必要経費	専従者控除	所得金額
		円	円	円	円
		円	円	円	円

(6) 事業専従者

氏 名	続 柄	生 年 月 日	従事月数	控 除 額
		年 月 日		円
		年 月 日		円

(7) 収入がなかった人は下欄に記入してください。

氏 名	理 由	無職無収入の方は生活をどの様にまかなっているかを くわしく記入してください。

(8) その他遺族年金（扶助料）等の方は、下欄に記入してください。

氏 名	種 類	受 給 額
		円

(9) 住民税(所得税)の申告書を出しましたか。（どちらか一方に○印をつけてください。）

- 出した……………提出時の住所：
- 出していない

この申告書は、国民健康保険税(料)条例によるもので、住民税の申告書とは、異なります。

第2号様式その1を次のように改める。

第2号様式その1（第2条関係）

行政区コード		世帯番号	
納税者コード		通知書番号	
金融機関			
口座種別		口座番号	
口座名義人			

年度の国民健康保険税確定税額を通知します。
各納期の税額をそれぞれの納期限までに納付してください。

年 月 日
阿賀野市長

- ◎納付書の納期限をお確かめのうえ、納付場所へお持ちください。
- ◎賦課の根拠については、裏面に記載してあります。よくお読みください。
- ◎不明な点は民生部健康推進課国保年金係へお問合せください。
電話(0250)62—2510

国民健康保険税の確定賦課について

この納税通知書は、 年度国民健康保険税の確定納税通知書です。表記のとおり確定しましたので納付税額は本通知書の税額になります。

1. 課税の根拠
- 地方税法第703条の4および阿賀野市国民健康保険税条例の規定により医療給付費分保険税と後期高齢者支援金等分保険税と介護納付金分保険税を合計した国民健康保険税を世帯主に賦課します。
2. 徴収の期間
- 月から翌年 月の 回です。
3. 税額の算出方法
- 国民健康保険税額は国民健康保険の被保険者について算出される医療給付費分保険税額(以下「医療分」)及び後期高齢者支援金等分保険税額(以下「支援金分」)と、国民健康保険被保険者のうち介護保険法第2号被保険者(世帯に属する被保険者のうち40歳以上65歳未満の方)について算出される介護納付金分保険税額(以下「介護分」)の合計額になります。
- 地方税法第20条の4の2の規定により、医療分、支援金分、介護分の年税額に100円未満の端数があるとき、またはその金額が100円未満のときは、その端数金額またはその金額を切り捨てた金額となっています。

年度 国民健康保険税税率と限度額				
	所得割	均等割	平等割	課税限度額
医療分	総所得金額の %	1人当たり 円	1世帯当たり 円	円
支援金分	総所得金額の %	1人当たり 円	1世帯当たり 円	円
介護分	総所得金額の %	1人当たり 円		円

税額の軽減
所得の少ない人は、保険税が軽減される措置がとられます。

4. 不服申立
- この納税通知書に記載された事項に不服がある場合は、この納税通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に市長に対して審査請求をすることができます。処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に係る判決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として(市長が被告の代表者となります。)提起することができることとされています。
- なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する判決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があった日から3か月を経過しても判決がないとき、②処分、処分の執行又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他判決を経ないことにつき正当な理由があるときは、判決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。
5. 延滞金および督促手数料
- 納期限までに税金を完納されないと、延滞金・督促手数料が次のとおり加算されます。
- 延滞金…納期限の翌日から1月を経過するまでは年7.3%の割合(各年の延滞金特例基準割合である国内銀行の貸出約定平均金利の前々年9月から前年8月における平均に年1%の割合を加算した割合が年7.3%の割合に満たない場合には、その年中の延滞金特例基準割合に年1%の割合を加算した割合)、以降は年14.6%の割合(その年における延滞金特例基準割合に年7.3%の割合を加算した割合が年14.6%の割合に満たない場合には、その年中の延滞金特例基準割合に年7.3%の割合を加算した割合)で計算した額
- 督促手数料…督促状を発行した場合1通につき 円
6. 滞納処分
- 督促状を発行してから10日を経過した日までに税金を完納されないときは、地方税法の規定により滞納処分を受けることになります。
7. その他
- 住所・資格異動……住所の異動や資格の取得・喪失があったときは、保険証など必要書類を持って健康推進課国保年金係もしくは各支所で14日以内に手続きをしてください。
- 納付場所……………阿賀野市役所・安田支所・京ヶ瀬支所・笹神支所
第四北越銀行・大光銀行・加茂信用金庫・はばたき信用組合
新潟かがやき農業協同組合・新潟県、長野県内のゆうちょ銀行の支店、出張所及び郵便局
新潟県労働金庫
納付書裏面に記載のある全国のコンビニエンスストア
- 口座振替納税……………納期ごとに預貯金口座から自動的に納めることができます。
お申し込みは納税通知書・金融機関の通帳・通帳届出印をお持ちのうえ、上記納付場所(コンビニエンスストアを除く)で手続きしてください。ゆうちょ銀行・郵便局で口座振替することもできます。

国民健康保険税 各期納付額明細

徴 収 方 法					
【特別徴収対象者情報】					
氏 名		性別		生年月日	
住 所					
特別徴収義務者		特別徴収対象年金		特別徴収対象年金額	円

既に納付すべき額 (課税済額)	円
確定年税額(①+②)	円
今後納付すべき額	円

※特別徴収の欄に金額の記載がある場合は、年金からの天引きとなります。
※普通徴収の4月～6月の欄は金額の記載はありません。

納期(月)	普 通 徴 収		特別徴収
	納 期 限	納 付 額	納 付 額
4月			円
5月			円
6月			円
7月		円	円
8月		円	円
9月		円	円
10月		円	円
11月		円	円
12月		円	円
1月		円	円
2月		円	円
3月		円	円
合 計 額		①	② 円

国民健康保険・介護保険第2号被保険者加入状況

[illegible]

※加入月の欄には、次のとおり加入の状況を省略して表示してあります。

※年度途中で介護保険第2号被保険者に該当（40歳に到達）する方は、新たに介護分が増額となります。該当月の翌月に再計算し、更正通知および納税通知書をお送りします。

普：国保に加入している世帯主(普通世帯主)
 擬：国保に加入していない世帯主(擬制世帯主)
 旧：国保から後期高齢者医療制度へ移行した
 旧国保加入者(被保険者)

被：世帯主以外の国保の加入者(被保険者)
介：介護保険第2号被保険者(40歳以上65歳未満の方)
ギ：国保から後期高齢者医療制度へ移行した
旧国保加入者(普通世帯主)

国民健康保険・介護保険第2号被保険者課税根拠

(單位：円)

区 分	所 得 割 額						
	所得割基礎額		税率(%)	① 税 額			
国民健康保険税全体							
医 療 分							
支 援 金 分							
介 護 分							
区 分	均 等 割 額			③平等割額	④算出税額計 ①+②+③	世 帯 軽 減 額	
	人 員	1人当たり税額	② 税 額			区分	⑤均等割額
国民健康保険税全体							
医 療 分							
支 援 金 分							
介 護 分							
区 分	⑦限度額を 超える額	⑧算定年税額 ④－⑤－⑥－⑦		⑨月割増減額	⑩減免等の額	⑪ 端数	⑫確定年税額 ⑧±⑨－⑩－⑪
国民健康保険税全体							
医 療 分							
支 援 金 分							
介 護 分							

国民健康保険税 個人別課税明細書

[illegible]

※均等割額、平等割額は軽減後の金額を表示してあります。

納付書兼領收済通知書 ④

取りまとめ店	ゆうちょ銀行
	長野貯金事務センター

加入者名	阿賀野市 会計管理者	口座 番号	00690—9—960022		納付 額					円
		通知書 番 号								
会計 年度	賦課 年度	期		納期限		税目	国民健康保険税			

管役手数料									円	納付者名		
延滞金									円			合計納付額
C V S 収 納 用												領収日付印 15223 新潟県阿賀野市

※ 受入小売業者（コンビニエンスストア）は、阿賀野市に代わり請求金額を代理受領しています。

※ バーコードの印刷のないものやバーコードの読み込みができない場合は

※ 金額を訂正した場合、コンビニエンスストアでの納付はできません。 阿賀野市役所／コンビニ本部控
その際は、阿賀野市指定金融機関等（右票裏面参照）でお支払いください。 収納代行 池田ネットワークサービス㈱（CNS）

原符兼払込金受領証 ㊤

加入者名		阿賀野市会計管理者	
口座番号		00690—9—960022	
納付者名			
税目			
国民健康保険税			
会 計 年 度	賦 課 年 度		期
納付額			円
督促手数料			円
延滞金			円
合計納付額			円
通知書番号			
15223		新潟県阿賀野市	
		領収日付印	

□ お支払いの際は切り離さずにご提出ください。

金融機関／コンビニ店舗控
収納代行 地銀ネットワークサービス㈱ (QNS)

領收証書 ④

加入者名 阿賀野市会計管理者		
口座番号 00690—9—960022		
納付者名		
税目 国民健康保険税		
会計年度	賦課年度	期
納付額		円
督促手数料		円
延滞金		円
合計納付額		円
通知書番号		
領収日付印 収入印紙不要		

お支払の際にぜひ、贈すにこ抜くたさし

お問合せ窓口は裏面記載しております
この領収証書は5年間大切に保存して
ください。(納付者控) 新潟県阿賀野市
収納代行 地銀ネットワークサービス

○納付場所
阿賀野市役所
阿賀野市安田支所
阿賀野市京ヶ瀬支所
阿賀野市笹神支所
第四北越銀行
大光銀行
はばたき信用組合
加茂信用金庫
新潟かがやき農業協同組合
新潟県労働金庫

新潟県、長野県内の
ゆうちょ銀行の支店、
出張所及び郵便局

○下記の全国コンビニエンスストア
・MMK設置店 ・くらしハウス
・コミュニティ・ストア
・ハマナスクラブ ・スリーエイト
・生活彩家 ・セイコーマート
・セブンーイレブン ・ダイエー
・デイリーヤマザキ
・ニューヤマザキデイリーストア
・ハセガワストア ・ファミリーマート
・ポプラ ・ミニストップ
・ヤマザキデイリーストアー
・ヤマザキスペシャルパートナーショップ
・ローソン ・ローソンストア100

お問合せ先
阿賀野市総務部税務課
収税係
電話(0250)62-2510(代表)

※ゆうちょ銀行・郵便局・コンビニエンスストア
で納める場合は、納期限内でないと納められま
せん。

第2号様式その2を次のように改める。

第2号様式その2（第2条関係）

行政区コード		世帯番号	
納税者コード		通知書番号	
金融機関			
口座種別		口座番号	
口座名義人			

年度の国民健康保険税確定税額を通知します。
納期限の日に口座振替となります。

年 月 日
阿賀野市長

◎国民健康保険税額、賦課の根拠等については、次
ページ以降に記載してあります。よくお読みくださ
い。
◎不明な点は民生部健康推進課国保年金係へお問合
せください。
電話(0250)62—2510

国民健康保険税の確定賦課について

この納税通知書は、年度国民健康保険税の確定納税通知書です。表記のとおり確定しましたので納付税額は本通知書の税額になります。

1. 課税の根拠

地方税法第703条の4および阿賀野市国民健康保険条例の規定により医療給付費分保険税と後期高齢者支援金等分保険税と介護納付金分保険税を合計した国民健康保険税を世帯主に賦課します。

2. 徴収の期間

月から翌年 月の 回です。

3. 税額の算出方法

国民健康保険税額は国民健康保険の被保険者について算出される医療給付費分保険税額(以下「医療分」)及び後期高齢者支援金等分保険税額(以下「支援金分」と、国民健康保険被保険者のうち介護保険法第2号被保険者(世帯に属する被保険者のうち40歳以上65歳未満の方)について算出される介護納付金分保険税額(以下「介護分」)の合計額になります。

地方税法第20条の4の2の規定により、医療分、支援金分、介護分の年税額に100円未満の端数があるとき、またはその金額が100円未満のときは、その端数金額またはその金額を切り捨てた金額となっています。

年度 国民健康保険税率と限度額				
	所得割	均等割	平等割	課税限度額
医療分	総所得金額の %	1人当たり 円	1世帯当たり 円	円
支援金分	総所得金額の %	1人当たり 円	1世帯当たり 円	円
介護分	総所得金額の %	1人当たり 円		円

税額の軽減

所得の少ない人は、保険税が軽減される措置がとられます。

4. 不服申立

この納税通知書に記載された事項に不服がある場合は、この納税通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に市長に対して審査請求をすることができます。処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に係る裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として(市長が被告の代表者となります。)提起することができることとされています。

なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

5. 延滞金および督促手数料

納期限までに税金を完納されないと、延滞金・督促手数料が次のとおり加算されます。

延滞金…納期限の翌日から1月を経過するまでは年7.3%の割合(各年の延滞金特例基準割合である国内銀行の貸出約定平均金利の前々年9月から前年8月における平均に年1%の割合を加算した割合が年7.3%の割合に満たない場合には、その年中の延滞金特例基準割合に年1%の割合を加算した割合)、以降は年14.6%の割合(その年における延滞金特例基準割合に年7.3%の割合を加算した割合が年14.6%の割合に満たない場合には、その年中の延滞金特例基準割合に年7.3%の割合を加算した割合)で計算した額

督促手数料…督促状を発行した場合1通につき 円

6. 滞納処分

督促状を発行してから10日を経過した日までに税金を完納されないときは、地方税法の規定により滞納処分を受けることになります。

7. その他

住所・資格異動……住所の異動や資格の取得・喪失があったときは、保険証など必要書類を持って健康推進課国民保年金係もしくは各支所で14日以内に手続きをしてください。

納付場所……………阿賀野市役所・安田支所・京ヶ瀬支所・笹神支所
第四北越銀行・大光銀行・加茂信用金庫・はばたき信用組合
新潟かがやき農業協同組合・新潟県、長野県内のゆうちょ銀行の支店、出張所及び郵便局
新潟県労働金庫
納付書裏面に記載のある全国のコンビニエンスストア

口座振替納税……………納期ごとに預貯金口座から自動的に納めることができます。
お申し込みは納税通知書・金融機関の通帳・通帳届出印をお持ちのうえ、上記納付場所(コンビニエンスストアを除く)で手続きしてください。ゆうちょ銀行・郵便局で口座振替することもできます。

国民健康保険税 各期納付額明細

徴 収 方 法			
【特別徴収対象者情報】			
氏 名			性別
住 所			
特別徴収義務者	特別徴収対象年金	特別徴収対象年金額	円

既に納付すべき額 (課税済額)	円
確定年税額(①+②)	円
今後納付すべき額	円

※特別徴収の欄に金額の記載のある場合は、年金からの天引きとなります。
※普通徴収の4月～6月の欄は金額の記載はありません。

納期(月)		普 通 徴 収		特 別 徴 収	
		納 期 限	納 付 額	納 付 額	納 付 額
4月					円
5月					円
6月					円
7月				円	円
8月				円	円
9月				円	円
10月				円	円
11月				円	円
12月				円	円
1月				円	円
2月				円	円
3月				円	円
合 計		額	①	円	② 円

◎指定の口座から各納期限の日に口座振替となりますので前日までに残高の確認をお願いします。

国民健康保険・介護保険第2号被保険者加入状況

[illegible]

※加入月の欄には、次のとおり加入の状況を省略して表示してあります。

※年度途中で介護保険第2号被保険者に該当（40歳に到達）する方は、新たに介護分が増額となります。該当月の翌月に再計算し、更正通知および納税通知書をお送りします。

普：国保に加入している世帯主(普通世帯主)
擬：国保に加入していない世帯主(擬制世帯主)
旧：国保から後期高齢者医療制度へ移行した
旧国保加入者(被保険者)

被：世帯主以外の国保の加入者(被保険者)
 介：介護保険第2号被保険者(40歳以上65歳未満の方)
 ギ：国保から後期高齢者医療制度へ移行した
 旧国保加入者(普通世帯主)

国民健康保険・介護保険第2号被保険者課税根拠

(単位：円)

区 分		所 得 割 額							
		所得割基礎額		税率(%)	① 税 額				
国民健康保険税全体									
医 療 分									
支 援 金 分									
介 護 分									
区 分		均 等 割 額			③平等割額	④算出税額計 ①+②+③	世 帯 軽 減 額		
		人 員	1人当たり税額	② 税 額			区分	⑤均等割額	⑥平等割額
国民健康保険税全体									
医 療 分									
支 援 金 分									
介 護 分									
区 分		⑦限度額を 超える額	⑧算定年税額 ④－⑤－⑥－⑦	⑨月割増減額	⑩减免等の額	⑪ 端数	⑫確定年税額 ⑧±③－⑩－⑪		
国民健康保険税全体									
医 療 分									
支 援 金 分									
介 護 分									

国民健康保険税 個人別課税明細書

[illegible]

※均等割額、平等割額は軽減後の金額を表示してあります。

第3号様式を次のように改める。
第3号様式（第2条関係）

通知書番号	
保険証番号	

年度国民健康保険税を下記のとおり決定(更正)いたしましたので通知します。

年 月 日

新潟県阿賀野市長

年度 国民健康保険税 決定（更正）通知書

	更正前	更正後	増減
決定 保険税			

※ 賦課明細は次頁のとおり。
※下記口座から振替させていただきます。

普 通 徴 収 期 別 納 付 額 (単位：円)					
期別	納期限	更正前	更正後	納付済額	今回納付額

金融機関名
口座種別
振替区分
口座番号
口座名義人

納組コード
納組名称

特 別 徴 収 月 別 納 付 額 (単位：円)					
月別	引落日	更正前	更正後	納付済額	今回納付額

保険税納付方法等	
徴収方法	
特別徴収 義務者	
特別徴収 対象年金	
特別徴収 対象年金額	

更正事由			
異動年月日	届出年月日	理由	氏名

この通知書の記載事項に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に市長に対して審査請求をすることができます。またこの処分の取り消しを求める訴えは、前記の審査請求に係る裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に市を被告(市長を被告の代表者)として提起できることとされています。

なお、処分の取り消しの訴えは、前記の審査請求に係る裁決の送達を受けた後でなければすることが出来ないこととされていますが、①審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるための緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも処分の取り消しの訴えを提起することができます。

通知書番号	
保険証番号	

国民健康保険税決定の明細

(単位：円)

賦課明細				更正前	更正後	増減
医療保険分	所得割額	基礎額				
	資産割額	基礎額				
	均等割額	被保数				
	平等割額					
	算出額					
	政令軽減額	判定				
		均等割額				
		平等割額				
	限度超過額					
	年間保険税					
	増減調整額					
	条例減免額					
減免額						
医療分保険税額						
(A)	内訳	一般分				
		退職分				
支援金分	所得割額	基礎額				
	資産割額	基礎額				
	均等割額	被保数				
	平等割額					
	算出額					
	政令軽減額	判定				
		均等割額				
		平等割額				
	限度超過額					
	年間保険税					
	増減調整額					
	条例減免額					
減免額						
支援金分保険税額						
(B)	内訳	一般分				
		退職分				
介護保険分	所得割額	基礎額				
	資産割額	基礎額				
	均等割額	被保数				
	平等割額					
	算出額					
	政令軽減額	判定				
		均等割額				
		平等割額				
	限度超過額					
	年間保険税					
	増減調整額					
	減免額					
介護分保険税額						
(C)	内訳	一般分				
		退職分				
(単位：円)						
決定額	決定保険税額 (A) + (B) + (C)					
	内訳 (再掲)	医療保険分				
		支援金分				
		介護保険分				

附 則
この規則は、令和4年4月1日から施行する。